第16回情報公開委員会検討部会議事概要

平成25年1月31日

								独立	行政法	5人日本	に原子力	力研究開	発機構
1.	日	時	平原	戊24年	1 1月3	3 0 目	(金)	1 5	: 00	~16	: 30		
2.	場	所	八重洲ダイビル 第二会議室 (東京都中央区京橋1-1-1)										
3.	出席者		部会長		棟居	快行	大阪大学 大学院 高等司法研究科					科 教授	
			委	員	碧海	酉癸	消費生	肖費生活アドバイザー					
			委	員	淺田	正彦	京都大	学 大	学院	去学研究	究科 教	対 授	
			委	員	市村	元	関西大	学 社	会学部	3 客員都	教授		
			委	員	高後	元彦	弁護士	• ·					
			委	員	鈴木	秀美	大阪大	学 大	:学院 i	高等司流	法研究	科 教授	
			委	員	山本	康典	日本原	子力で	文化振	興財団	フェ	□ -	
(1	議題及び配付資料 1)開示請求対応状況について ①関根浜港の土地及び構築物の使用に関する賃貸借契約書 ②寄附金入金状況一覧表 ③福島第一原子力発電所事故に伴うWSPEEDI-IIに関する文書 ④内閣府より委託された除染実証事業の選考に関する文書 ⑤除染モデル実証事業における焼却試験に関する文書 ⑥テントハウスの賃貸借契約に係る請求書類 ⑦Dual Beam 装置(走査型電子顕微鏡を有する集束イオンビーム装置											- [部会 10 - [部会 10 - [部会 10 - [部会 10 - [部会 10)に関す - [部会 10	6-02] 6-03] 6-04] 6-05] 6-06] る文書
			wy V) 	女主はに		小心口叶	、	·····	.X) /K (C	-	:小刀天刀不	ヾ 百 類 -[部会 10	6-08
	9高	返 增	殖炉	原型炉に	係る報	告書類						-[部会 1	
		子力。 に関っ		会の原子 文書	力発電	· 核燃	料サイ:	クル技	:術等榜 	彰 討小委	養員会か	ぶ開催し -[部会 1€	
	①受	託研	究、非	共同研究は	こ関する	5外部資	全受入	審議資	資料がる	わかるこ	文書	[部会 10	6 — 11]
	①学	增協会	等負	担金及び	が低レ^	ミル放射	寸性廃棄	物の	処理処	分等の	負担金	に関す	る文書
												[部会 10	6 - 12]
	①特	延セ、	ンタ	ーにおけ	る支出	及び予	算に関す	トる文	書			[部会 10	6 − 13]
			ンタ	ーが建設	、掘削	、その	他調查ì	過程で	有害物	7質が検	はさ出		
	る	大書-										-[部会 1	6 - 14

- 15幌延センターの深地層の研究に関する協定に違反又は抵触した事例に関する文書
 - ------[部会 16-15]
- (2) 第15回情報公開委員会検討部会議事概要について-----[部会16-16]
- (3) その他

5. 議事要旨

(1) 開示請求対応状況について

主管部署及び事務局から、資料(部会16-1~部会16-15)に基づき、開示請求対応状況について説明があり、委員から以下の質問がなされた。

[内閣府より委託された除染実証事業の選考に関する文書]

- (委員) 応募書類について、企業名が不開示となっていれば、その他の情報でも開 示できる部分があるのではないか。
- (機構)本件は公募で技術競争を行ったものであることから、各企業から提出された応募書類に記載された情報は営業秘密に該当するとみなして、まず原則全部不開示と考えた。なお、機構にて作成した公募要領にも、応募書類の内容について秘密を厳守する旨の記載を行っている。

次に、各企業に対する第三者意見照会の結果にしたがって不開示とする必要のない情報について検討をし、その結果、開示しても差し支えないことが確認できた情報については、開示をした。

- 一方で、本件事業や対象文書の性格を踏まえて不開示にした情報や、企業名を不開示にしても技術内容等に係る記述などから当該企業が特定される可能性があり、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことが難しいため、不開示にした情報もある。
- (委員) 第三者意見照会にて開示に支障が無い旨の意見を受けて、開示した情報に は、どのようなものがあるのか。
- (機構) 開示に支障が無い旨の意見を受けて開示した情報には、企業名や積算書の 金額、応募技術の内容等がある。
- (委員) 意見照会の結果、開示したものの比率はどれぐらいか。
- (機構)除染モデル事業には12社の応募があり、その中の4社について、それぞれの開示範囲は必ずしも同じではないが、情報を開示している。
- (委員) プレゼンテーション資料において、資料のデザインに関する工夫等が不開 示理由の一つとして挙げられているが、資料のデザインを評価するわけでは ないことから、不開示理由としてふさわしくないのではないか。
- (機構)主な不開示理由は、応募企業の営業秘密が記載されていることであるが、 第三者意見照会の結果において、資料のデザインにおける工夫に関する意見 もあったことなどから、不開示理由の1つに加えた。
- (2) 第15回情報公開委員会検討部会議事概要について

事務局から、資料(部会16-16)に基づき、第15回情報公開委員会検討部会議事概要について、報告があり、確認がなされた。